



埼玉県 獣医師会 報

第 688 号

令和 3 年 2 月 20 日 編集

発 行 所
公益社団法人 埼玉県獣医師会
〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-340
(埼玉県農業共済会館内)
電 話 048(645) 1 9 0 6
F A X 048(648) 1 8 6 5
E-mail : s-vma@vesta.ocn.ne.jp
URL : <http://www.saitama-vma.org/>
振替口座 00110 - 9 - 195954 番

発行責任者 高 橋 三 男
編集責任者 大 橋 邦 啓
印 刷 所 (株)アサヒコミュニケーションズ

記 事 の 内 容

令和 2 年度新入会員研修会について…………… 1
令和 3 年度の狂犬病の予防注射の時期につい
て…………… 2
「令和 2 年豪雨・台風災害被災動物救護活動等
に対する支援金」の募集終了について …… 4

予告

西支部学術講習会(Web開催)のお知らせ… 5

ひろば

南支部・東支部合同学術講習会 (Web開催)
開催報告…………… 6
北支部学術講習会 (Web開催) 開催報告… 6

お知らせ

日本獣医師会からののお知らせ…………… 7
令和 2 年度獣医師会獣医学術学会年次大会オ
ンラインセミナー (再掲) …………… 14
新型コロナウイルス関連のお知らせ…………… 17
高病原性鳥インフルエンザの発生状況…………… 21
最近の豚熱の発生状況…………… 22

埼玉県獣医師会学術広報版 …………… 23

事務局より

事務局メモ…………… 24

編集後記…………… 25

公益社団法人 埼玉県獣医師会 会員憲章

わたくしたち埼玉県獣医師会会員は、それぞれの職域において、その責務を遂行し、県民の福祉増進に寄与するため、ここに会員憲章を定めます。

わたくしたち埼玉県獣医師会会員は

1. 動物の生命を守り、ひとびとの生活を豊かにしよう

1. 獣医学術を研鑽向上し、確信を持って業務に邁進しよう

1. 動物愛護思想を向上し、心豊かな生活をしよう

1. 環境衛生を向上し、福祉増進の実をあげよう

1. 職域を尊重し、倫理の昂揚をはかろう

令和2年度 埼玉県獣医師会 新入会員研修会について

例年、新入会員を一同に会し、開業部会及び勤務部会両運営委員会による新入会員研修会を開催していますが、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が発出されていることから、今年度は開催をすることなく、新入会員には資料を送付し、熟読していただくことにより開催に代えることとしました。対象となった新入会員は開業部会4名、勤務部会11名でした。

全体研修会及び開業支部会員研修会の資料は以下のとおり各講師に作成を依頼しましたが、紙面の都合で会長挨拶のみ掲載させていただきます。

1 全体研修会資料

- ① 埼玉県獣医師会会員憲章について（大橋邦啓総務委員長）
- ② 埼玉県獣医師会定款・諸規程について（大橋邦啓総務委員長）
- ③ 獣医師のあり方について（中村滋開業部会第1運営委員長）
- ④ 獣医師倫理について（中村滋獣医事調査委員長）
- ⑤ 獣医師関係法令について（丸山盛司勤務部会運営委員長）
- ⑥ 雇用・税務関係について（顧問税理士 間嶋順一先生）

2 開業支部会員研修会資料

- ① 開業獣医師に係る関係法令について（小暮一雄開業部会第2運営委員長）
- ② 集合狂犬病予防注射の実施について（渋谷正志狂犬病予防委員長）

3 その他各種関係資料

新入会員の皆様へ

公益社団法人埼玉県獣医師会
会長 高橋 三男

公益社団法人埼玉県獣医師会に入会おめでとうございます。

会を代表し、皆様の入会を心より歓迎いたします。

当会は、昭和23年の創立以来70年以上の歴史を刻んでまいりました。この間、平成20年に施行された「公益法人制度改革関連3法」の下、平成25年に「不特定多数の者の利益の増進に寄与する公益事業を行うことを主たる目的とする法人」として埼玉県知事から公益法人として認定されました。当会の公益目的事業は、「人と動物が共存・共生する社会環境の健全な発展に関する事業」と「獣医事及び獣医学術の向上、人材育成に関する事業」となっており、集合狂犬病予防注射事業や野生鳥獣の保護・治療活動を実施するとともに、学術講習会や獣医師職業倫理向上に関する講習会などを開催しています。

新入会員研修会につきましてもその一環として、新入会員と当会役員が一同に会し、公益社団法人の一員として、国家ライセンスである「獣医師」としてご活躍いただく基礎となるべき事柄を確認していただく場として例年開催をしています。しかし、残念ながら新型コロナウイルス拡大防止のため、緊急事態宣言が発出されていることから、今回はお集まりいただくことが叶いませんでした。

開催の代わりとして講習資料を送付させていただきますので、熟読していただき、新入会員の皆様がそれぞれの立場で今後ご活躍される際の参考にさせていただきますようお願いいたします。

なお、開業部会の新入会委員の皆様には、「埼玉県獣医師会会員証」を同封させていただきます。公益社団法人埼玉県獣医師会の会員であることに誇りと責任を持ってご自身の病院に掲示していただき、ことあるごとこれを眼にすることにより、常に当会の一員であることを意識して行動していただくことを希望します。

2 日獣発第260号
令和3年2月15日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

令和3年度の狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について

令和3年度の狂犬病予防注射の実施については、令和3年2月8日付け事務連絡をもって、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、4月から6月に予定されている予防注射の円滑かつ適正な実施が危惧されることから、厚生労働省あて全国統一的に計画的な予防注射が実施されるよう、都道府県等に対する実施方針の速やかな提示等について要請したところです。

今般、本要請を受け、厚生労働省健康局結核感染症課から別添のとおり令和3年2月10日付け事務連絡「令和3年度の狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について」が各都道府県、保健所設置市等衛生主管部（局）長あてに発出され、

- ① 令和3年度の予防注射の時期については、今年度と同様、やむを得ない事情がある場合は、本年12月末までに受けることも差し支えない方向での検討を進めていること、
- ② 都道府県等においては、各地域での新型コロナウイルスの感染者の発生状況等を踏まえ、犬の所有者や獣医師等の感染リスクに留意し柔軟に予防注射の接種計画を検討するよう、管内の市区町村を含む関係者に周知すること、
- ③ 市区町村で実施する集合注射についても、各地域での新型コロナウイルスの感染者の発生状況や新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業等の進捗状況等を踏まえ柔軟に検討し、感染拡大防止対策を徹底して実施すること、
- ④ 実施に当たっては各地方獣医師会等と連携するなど、円滑な予防注射の実施を推進することが周知されました。

つきましては、地方獣医師会におかれましては、令和3年2月8日付け事務連絡により依頼したとおり、狂犬病集合予防注射及び小動物診療施設等での個別注射における確実な感染防止措置の実施につき、重ねてお願い申し上げます。その上で、各都道府及び市区町村等と連携して集合注射の実施方法も含めた令和3年度の予防注射の接種計画を速やかに策定し、予防注射が漏れなく実施されますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和3年2月10日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

令和3年度の狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について (情報提供)

今般、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大状況等を踏まえ、標記につきまして、別添のとおり

自治体宛て事務連絡を発出しておりますので、御連絡いたします。

貴会におかれましても、会員への御周知方よろしくお願いいたします。

別添

事務連絡

令和3年2月10日

各（都道府県）
（保健所設置市）
（特別区）衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

令和3年度の狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について

新型コロナウイルス感染症については、感染の早期収束につなげていくための取組が全国的に進められているところです。また、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については、早急な接種体制を全国で整備するよう接種体制の構築を進めており、各自治体にもお願いしているところです。

狂犬病の予防注射（以下単に「予防注射」という。）については、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。第5条第1項及び狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）第11条第1項の規定に基づき、犬の所有者又は管理者は、所有する犬について基本的には毎年4月1日から6月30日までの期間に予防注射を受けることとされているところですが、今年度の予防注射の実施については、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第121号）が施行され、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響によるやむを得ない事情により、6月までに予防注射を受けさせることができなかった犬の所有者又は管理者について、令和2年12月31日までの間、当該事情が消滅した後速やかにその犬について予防注射を受けさせたときは、狂犬病予防法施行規則第11条第1項に規定する期間内に予防注射を受けさせたこととみなすこととしました。

令和3年度の予防注射の時期については、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大状況等を踏まえた感染症のまん延防止の観点等から、今年度と同様、やむを得ない事情がある場合は、本年12月末までに受けることも差し支えないこととする方向での検討を進めておりますので、事前に御連絡いたします。

都道府県等におかれましては、各地域での新型コロナウイルスの感染者の発生状況等を踏まえ、予防注射の実施時期に基づき犬の所有者や獣医師等が感染する機会が増えることのないよう柔軟に予防注射の接種計画を検討いただきますよう、管内の市区町村を含む関係者に周知方よろしくお願いいたします。なお、実施に当たっては各地方獣医師会等と連携するなど、円滑な予防注射の実施の推進についてご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、市区町村で実施する集合注射の実施の可否についても、各地域での新型コロナウイルスの感染者の発生状況や新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業等の進捗状況等を踏まえ柔軟に検討いただくとともに、実施する場合は、参加者の感染リスクを高めることがないよう感染拡大防止対策を徹底いただくようよろしくお願いいたします。

なお、同内容の事務連絡につきましては公益社団法人日本獣医師会にも送付しておりますので併せて御連絡します。

令和3年2月16日

会員各位

公益社団法人埼玉県獣医師会

会長 高橋 三男

「令和2年豪雨・台風災害被災動物救護活動等に対する支援金」 の募集終了について

令和2年豪雨により発生した水害等の被災に対し、日本獣医師会蔵内勇夫会長から被災動物の救護及び獣医療提供体制の復旧に係る支援活動を実施するため、「令和2年豪雨・台風災害被災動物救護活動等に対する支援・協力をお願い」について依頼がありました。会員の皆様にご協力をお願いしたところ、205,844円の支援金をお預かりしました。

この度、下記のとおり支援金募集終了の通知がありましたので、全額日本獣医師会に送付させていただきました。ご協力ありがとうございました。

2日獣発第231号

令和3年1月29日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 蔵内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

「令和2年豪雨・台風災害被災動物救護活動等 に対する支援金」の募集終了について

地方獣医師会におかれましては、令和2年に発生した災害に対して、動物救護活動等の推進確保と当該被災地の獣医療提供体制の復旧支援等を目的に設置した「令和2年豪雨・台風災害による被災動物救護活動等支援金」に多大なるご支援をいただき、心よりお礼申し上げます。

お陰様で、被災地域に対する支援金として、令和3年1月27日現在、700万円を超えるご厚志をいただきました。

つきましては、本支援金は令和3年2月19日をもって募集を終了することといたしますのでご承知いただきますとともに、今後とも本会の災害対策の取組にご支援とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

予 告**西支部学術講習会(Web開催)のお知らせ**
(獣医師生涯研修事業ポイント対象 カリキュラム番号 小2(1) 小3(8))

西支部長 別部 博司
学術委員 岡田 かおり

日 時：令和3年3月21日（日）
13：30～16：00

演 題：「下部尿路疾患」

講 師：日本生命科学大学 腎泌尿器科
宮川 優一先生

参 加 費：無料

視聴方法：Zoom形式

申込方法：下記のURLより事前登録をお願いいたします。（3月14日締切）
<https://forms.gle/5d8owcP9RinxLfW3A>



そ の 他：Zoomミーティングにて配信いたします。

Zoomを始めてご利用される方は以下のURLから事前にダウンロードと登録をお願いいたします
(<https://zoom.us/download>)

- ・安定したネット環境でご参加ください（有線LANを推奨）
- ・参加者確認のため、アカウント名は本名をお願いいたします
- ・講習会の録画、録音はご遠慮ください
- ・生涯学習ポイントの申請をご希望の方は講習会を視聴後、事務局に直接お問い合わせください
- ・この講習会の見逃し配信は行いません

ひろば

南支部・東支部合同学術講習会(Web開催)報告

南支部長 宗像 俊太郎
 東支部長 渋谷 正志
 学術委員 松尾 英治
 学術委員 田口 修

1月17日(日)南支部・東支部合同学術講習会を、オンラインセミナー形式で開催いたしました。ともに米国の専門医であられる小林哲也先生と賀川由美子先生を講師に迎え、それぞれ腫瘍内科学及び病理学の観点から「10万件の国内データベースから学ぶ、部位別鑑別診断リスト活用のすすめ」という演題でご講演いただきました。

今までにない取り組みでしたので視聴方法を始め、会員の皆様にはわかりにくかったかと思いますが、支部内外から多数のご参加をいただきました。2月末まで見逃し配信を行っておりますので復習用またはご視聴できなかった方もご利用いただければと思います。

<参加者>会員129名、会員外252名…合計381名

北支部学術講習会(Web開催)報告

北支部長 大橋 邦啓
 学術委員 高野 宜彦

北支部では、2月11日(木)に日本小動物医療センターの戸島篤史先生をお招きし、「腹部臓器の良くあるX線画像と超音波画像～まずここから始めよう～」と題したWeb学術講習会を開催いたしました。

今回の講習会では、日々の診療でも比較的遭遇する頻度の高い肝臓疾患、消化管内異物、副腎疾患について、検査や画像の読影から治療につなげるまでをご講演頂きました。

見逃してはいけないポイントや、各疾患の違いなど、実際の症例をもとに詳細に分かりやすく解説して頂きました。明日の診療にも活きる、大変有意義な講習会でした。

<参加者>会員65名

講義中の質問を公開します。

Q & A

Q. 胆嚢壁過形成とムチン過剰との超音波所見での明確な違いはあるか？

A. 残念ながら見分けるのは非常に難しい。

Q. 胆嚢粘液嚢腫に陥りやすい基礎疾患に応じて、胆嚢の経過観察の時期は変化するか？

A. 緩やかに進行する疾患なので、経過観察の時期は半年ごとくらいだが、飼主の積極性によって短縮することはある。

Q. ひも状異物の造影剤での診断は可能か？

A. オムニパーク350などイオヘキソール濃度の高いものを推奨。バリウムは消化管穿孔によって腹腔内に漏出した場合、肉芽腫を作るため推奨しない。

ガストログラフィンも誤嚥すると死亡の危険があるため、同じく推奨しない。

Q. クッシングの診断についてALP以外に γ -GTPを確認することはあるか？

A. 基本的にはALPのみ。臨床徴候と画像診断で判断する。

Q. クッシングを診断した症例に対して、全頭で頭部の画像診断を勧めるのか？

A. 予算や時間が少なくて済むように、鎮静化での造影CTスキャンを勧める。

Q. 副腎腫瘍が機能していなければ…の「機能」とは何を指すのか？

A. 基本的には臨床徴候で判断する。多飲多尿、皮膚の異常、易感染性など。

お知らせ

健発1225第3号

令和2年12月25日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

厚生労働省健康局長

(公印省略)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について（通知）

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号。以下「改正省令」という。）については本日公布・施行され、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示（令和2年厚生労働省告示第397号。以下「改正告示」という。）については本日告示・適用されたところである。

改正省令及び改正告示の内容は下記のとおりであるので、これを十分御了知いただくとともに、関係機関等に周知をお願いする。

記**第1 改正省令及び改正告示の趣旨**

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、原則として全ての見直し対象手続（法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものをいう。）について、「恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。これを踏まえ、厚生労働省が所管する省令及び告示において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、当該押印等を不要とする改正を行うもの。

第2 改正省令の概要（健康局所管省令関係）

次に掲げる厚生労働省健康局所管の省令の規定により、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、様式中の押印欄を削除する等、押印等を不要とするための規定の見直しを行ったこと。

- (1) 栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）（改正省令第4条関係）
- (2) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（改正省令第5条関係）
- (3) 狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）（改正省令第10条第2号関係）
- (4) 公衆衛生修学資金貸与法施行規則（昭和32年厚生省令第26号）（改正省令第26条関係）
- (5) 調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）（改正省令第29条関係）
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）（改正省令第89条関係）
- (7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）（改正省令第95条関係）
- (8) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）（改正省令第115条関係）

- (9) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成23年厚生労働省令第144号）（改正省令第118条関係）
- (10) 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）（改正省令第125条関係）
- (11) 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第17号）（改正省令第14条第9号関係）
- (12) 栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第50号）（改正省令附則第3条関係）
- (13) ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則（令和元年厚生労働省令第73号）（改正省令第133条関係）

第3 改正告示の概要（健康局所管告示関係）

次に掲げる厚生労働省健康局所管の告示の規定により、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、様式中の押印欄を削除する等、押印等を不要とするための規定の見直しを行ったこと。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類（平成16年厚生労働省告示第337号）（改正告示第7条関係）
- (2) 国立ハンセン病療養所等死没者改葬費支給規程（平成21年厚生労働省告示第238号）（改正告示第10条関係）
- (3) ハンセン病元患者家族等問題解決促進特別一時金支給規程（令和元年厚生労働省告示第173号）（改正告示第12条関係）

第4 施行期日等

1 施行期日及び適用期日

公布及び告示の日（令和2年12月25日）

別記様式第四(第十二条関係)

第 号			
狂犬病予防注射済証			
所有者(管理者)住所 氏名			
種 類		生 年 月 日	
毛 色		性 別	
名		体 格	
その他の特徴			
上記の犬に対して狂犬病予防注射を 年 月 日に行つたことを証明します。 実施者 住所 氏名 印			
◎ 注意 本証を に提示して注射済票の交付を受けて下さい。			

備考 1 注意欄の空欄には、注射済票の交付機関名及びその所在地を記載する。
 2 この用紙の大きさは、B6とする。

別記様式第四(第十二条関係)

第 号			
狂犬病予防注射済証			
所有者(管理者)住所 氏名			
種 類		生 年 月 日	
毛 色		性 別	
名		体 格	
その他の特徴			
上記の犬に対して狂犬病予防注射を 年 月 日に行つたことを証明します。 実施者 住所 氏名			
◎ 注意 本証を に提示して注射済票の交付を受けて下さい。			

備考 1 注意欄の空欄には、注射済票の交付機関名及びその所在地を記載する。
 2 この用紙の大きさは、B6とする。

※狂犬病予防注射済証の押印が不要となりました。

事 務 連 絡
令和3年1月22日

(公財) 日本動物愛護協会 御中
(公社) 日本動物福祉協会 御中
(公社) 日本愛玩動物協会 御中
(公社) 日本獣医師会 御中
(一社) 日本動物看護職協会 御中
中央ケネル事業協同組合連合会 御中
(一社) ジャパンケネルクラブ 御中
(一社) 全国ペット協会 御中
(公社) 日本動物園水族館協会 御中
(公社) 日本動物病院協会 御中
(一社) 日本ペット用品工業会 御中
(一社) ペットフード協会 御中
(一社) 優良家庭犬普及協会 御中

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室

QRコード付き交付申請書を利用したマイナンバーカードの積極的な取得について（協力依頼）

貴団体におかれては、平素から動物愛護管理行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

政府では、令和4年度末にはほぼ全ての国民がカードを取得することを目指し、その普及に全力を挙げて取り組むこととしており、令和2年11月から令和3年3月まで、まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ、地方公共団体情報システム機構より、QRコード付き交付申請書（以下、「交付申請書」という。）を順次送付いたします。

マイナンバーカードは、本年3月末までに申請いただければ、本年9月末までにマイナポイントの申込み及び申し込んだキャッシュレス決済サービスを用いてチャージ又は決済を行うことでマイナポイント（上限：5,000円分）を取得することができるようになります。また、本年3月から健康保険証としての利用が始まるなど、ますます便利なカードになります。さらに、マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることを期待されます。

当該交付申請書は、右下にあるQRコードをスマートフォン等で読み取ることで、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単にできるものとなっております。

貴団体におかれましては、既に会員事業者に対してマイナンバーカードの積極的な取得について要請を行っていただいているところですが、今般の交付申請書の送付及び交付申請書を活用したカードの申請につきましても、会員事業者に対し周知いただきますようお願いいたします。

なお、会員事業者に対しては1月中の周知をお願いいたします。

記

1) 地方公共団体情報システム機構からの送付物については以下のホームページを参照下さい。
<https://www.kojinbango-card.go.jp/sofubutsu/>

2) 周知に係る通知のひな形を用意しましたので、御活用下さい（別添）。

通知のひな形は、そのまま、貴団体の会員様へ発出いただけるよう、作成しています。ご自由に御活用下さい。なお、貴業界や貴団体等の実態にかんがみ、適宜修正いただいて結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。

2 生畜第1665号-1

令和3年1月22日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

家畜人工授精用精液等とその家畜人工授精用精液証明書等の一体的な取り扱いの確実な実施について

家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵（以下「精液等」という。）は、その外観から精液等を採取した家畜などを識別することが困難であるため、家畜改良上、これを明確に識別し、血統の混乱を招くことなどが無いよう配慮する必要がある。このため、精液等を採取・処理した家畜人工授精師又は獣医師は、その内容を証明するための情報を記載した家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書（以下「証明書」という。）を発行し、当該精液等と一体的に取り扱わなければならないこととしており、これを担保するため、今般の家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）の改正前から、同法第13条及び第14条により証明書が添付されていない精液等の譲渡等を禁止する旨、規定されている。

このような中、今般の家畜改良増殖法の改正により、同法第32条の2第1項に定める特定家畜人工授精用精液等については、同法第32条の4によりこれを収めた容器に採取年月日等の表示を行うことが義務化された。これにより、容器の表示と証明書の記載内容が異なる特定家畜人工授精用精液等を譲渡することは、同法の違反行為であることに改めて留意する必要がある。

このため、特定家畜人工授精用精液等とその証明書の一体的な取り扱いを徹底するための留意事項等を別添1のとおり整理したので、特定家畜人工授精用精液等とはもとより、これに指定されていない精液等（和牛及びこれらの交雑種を除く牛、鳥、めん羊、山羊及び豚の精液等）においても、別添1に準じた取組を実施することについて、貴会会員の家畜人工授精所の開設者並びに家畜人工授精師及び獣医師等に改めて指導の徹底を図られたい。

また、当該留意事項等や家畜人工授精業務等に関する相談窓口を別添2のとおり設置したので、上記の指導と併せて周知願いたい。

※別添省略

2日獣発第254号

令和3年2月5日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

令和2年度日本獣医師会獣医学術賞の選考結果について

令和2年度における日本獣医師会獣医学術賞（「獣医学術奨励賞」及び「獣医学術功労賞」）については、獣医学術功績者選考委員会において選考審査を行った結果、別記のとおり各賞の受賞者を決定したのでお知らせします。

なお既にご案内のとおり、令和2年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会が開催中止となったことから、同大会で選考を行う令和2年度の「獣医学術学会賞」は選考を行いませんので、ご了承ください。

また、例年、獣医学術学会年次大会において実施をしている受賞者の発表と表彰につきましては、令和2年度の同大会は開催を中止したことから、令和3年度の大会の場において令和2年度の受賞者の発表と表彰を行う予定としておりますので、よろしくお願いします。

【別記】

令和2年度日本獣医師会獣医学術賞「獣医学術奨励賞」及び「獣医学術功労賞」の受賞者

【産業動物部門】

〔獣医学術奨励賞〕

市販の血清用キットを応用した乳汁エライザ法による抗牛白血病ウイルス抗体検出法の確立

小西美佐子（農研機構動物衛生研究部門）、他

〔獣医学術功労賞〕

産業動物臨床における画像診断技術の普及活用に関する実証的研究

田浦保穂（山口大学・名誉教授）

【小動物部門】

〔獣医学術奨励賞〕

犬の歯科X線検査における二等分面法の新たな入射角度決定法

小川祐生（アミカペットクリニック）、他

〔獣医学術功労賞〕

伴侶動物がん医療における基礎及び臨床研究

丸尾幸嗣（岐阜大学・名誉教授）

【公衆衛生部門】

〔獣医学術奨励賞〕

東京都内のペットショップで飼育されている犬猫における動物由来感染症病原体保有状況調査

山崎翔子（東京都福祉保健局健康安全部）、他

〔獣医学術功労賞〕

“OneHealth”実現に向けた細菌感染症対策に関する研究

田村豊（酪農学園大学・名誉教授）

事務連絡
令和3年2月5日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
副会長兼専務理事 境 政 人

農場における産業動物の適切な方法による殺処分の実施について

このことについて、令和3年1月21日付け事務連絡をもって、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、ある畜産事業者において、不適切な殺処分や、患畜を放置することにより衰弱死を招く行為が行われている等の情報提供があったことをうけ、各都道府県知事等に対し、別紙の通り農場における産業動物の適切な方法による殺処分の実施について通知したので、地方獣医師会をはじめとする関係団体等への周知を依頼されたものです。

つきましては、①農場内で家畜の殺処分を実施しなければならない場合には、直ちに死亡させるか、直ちに意識喪失状態に至るようにするなど、可能な限り苦痛の少ない方法により殺処分を行うこと。②適切な方法による殺処分が行われていない事態や、虐待を受ける恐れがある事態が認められた際は、動物愛護管理法第41条の2の規定に基づき、都道府県知事その他の関係機関に通報を行うことについて、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

※別添、別紙省略

広告

わたしたち森久保薬品は人と動物の「これから」を真剣に考えています。

胃腸と皮膚が気になる犬に  ドクタークレド Dr. CREDO No.1 成犬用 総合栄養食 1kg・3kg	血流と健康が気になる犬に  ドクタークレド Dr. CREDO No.2 中・高齢犬用 総合栄養食 1kg	下部尿路が気になる成猫に  ドクターイデア Dr. IDEA No.1 成猫用 総合栄養食 150g×6パック(900g) 400g×6パック(2.4kg)	成猫の体重管理に  ドクターイデア Dr. IDEA No.2 成猫用 総合栄養食 150g×6パック(900g) 400g×6パック(2.4kg)
--	---	---	--

M 森久保薬品株式会社

神奈川：046-221-0620 山梨：055-224-5278 群馬：027-230-3322 東京：042-564-2381 埼玉：04-2968-0881
三郷：048-948-2112 栃木：028-666-3399 茨城：0296-43-1661 千葉：043-309-8080

2日獣発第245号
令和3年2月3日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

令和2年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催代替企画 オンラインセミナー「時代のニーズに応じる獣医療を目指して」のご案内

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和2年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により残念ながら開催を中止することとなりましたが、このたび同大会の開催代替企画として、オンラインセミナー「時代のニーズに応じる獣医療を目指して」を別添のとおり開催することといたしました。

つきましては、本セミナーに貴会会員獣医師等、多くのご参加をいただきたく、また、参加のお申込みはインターネット（参加申込用ページ）からのご登録となりますので、併せてのご案内方、よろしくお願い申し上げます。

記

1開催日：令和3年2月20日（土）～4月3日（土）の間の土曜日（3月27日（土）除く）

2開催形式：Webによる開催

3開催内容：別添のとおり

2021/2/3

令和2年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会オンラインセミナー

※講演のタイトルは仮題です。

※講演内容等は変更する場合があります。

名 称：令和2年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会オンラインセミナー
「時代のニーズに応じる獣医療を目指して」

開催方法：Webによる動画配信

日 程：令和3年2月20日、27日、3月6日、13日、20日、4月3日（土曜6日間）

参加費：無料（事前に参加登録いただく必要があります。）

参加申込用ページ

https://jvma-sympo.jp/jvma2021_seminar.html

（日本獣医師会HPのトピックスからお入りいただけます。）



後援：農林水産省、厚生労働省、文部科学省

内容・時間等（予定）：

1 第1回目（2月20日（土）13：00～16：00）

日本医師会・日本獣医師会・厚生労働省による連携シンポジウム

「withコロナ下におけるペットとの付き合い方

－正しく知ろう、動物と人のコロナウイルス感染症－」

(1) 人の新型コロナウイルス感染症の最前線

松本哲哉（国際医療福祉大学医学部感染症学講座主任教授）

(2) 動物のコロナウイルス感染症の多様性

前田健（国立感染症研究所獣医科学部長）

(3) ペットと暮らす－人とペットのコロナ対策－

①東京都獣医師会の取組み

中川清志（公益社団法人東京都獣医師会副会長）

②陽性者の飼育動物のケア－企業の取組－

河本光祐（アニコム先進医療研究所株式会社代表取締役社長）

〔総合討論〕

2 第2回目（2月27日（土）13：00～16：00）

日本産業動物獣医学会企画オンラインセミナー

シンポジウム「わが国におけるCSF（豚熱）対策の現状と問題点」

(1) 豚熱をめぐる情勢と今後の対応

金子明誉（農林水産省消費・安全局動物衛生課家畜衛生専門官）

(2) CSF（豚熱）の撲滅に向けて（仮）

山本健久（農研機構動物衛生研究部門ウイルス・疫学研究領域疫学ユニット長）

(3) 岐阜県における豚熱対策の取組みについて

～野生いのしし対策の現状と今後の対応～

田村康則（岐阜県農政部家畜伝染病対策課野生いのしし対策室長）

(4) 沖縄県における現状と問題点（仮）

仲村敏（沖縄県畜産振興公社専務理事）

(5) 現場からみた豚熱発生を考える

伊藤貢（あかばね動物クリニック）

〔総合討論〕

3 第3回目（3月6日（土）13：00～16：00）

日本獣医師会企画野生動物教護対策オンラインセミナー

- (1) 保全医学
- (2) CSF (いのしし)
- (3) HPAI (野鳥)

4 第4回目 (3月13日 (土) 13:00~16:00)

日本小動物獣医学会企画オンラインセミナー

教育講演「犬猫における消化器の超音波検査」

横山望 (北海道大学特任助教)

教育講演「犬猫における消化器のX線検査」

新坊弦也 (北海道大学特任助教)

5 第5回目 (3月20日 (土) 13:00~16:00)

日本獣医公衆衛生学会企画オンラインセミナー

セミナー「新型コロナウイルス感染症流行下における獣医公衆衛生の役割」

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関して獣医師が果たすべき役割

梅田浩史 (厚生労働省健康局結核感染症課感染症情報管理官)

- (2) 2020年 (コロナ禍) の東京都内における食中毒発生状況

赤瀬悟 (東京都健康安全研究センター微生物部食品微生物研究科食中毒研究室)

教育講演「わが国の結核の現状」

鈴木定彦 (北海道大学人獣共通感染症リサーチセンターセンター長)

6 第6回目 (4月3日 (土) 13:00~16:00)

日本獣医師会企画改正法令オンラインセミナー

「愛玩動物看護師法／動物愛護管理法」

中元哲也 (農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐)

未定 (環境省自然環境局総務課動物愛護管理室)

未定 (公益社団法人日本獣医師会)

講演要旨: 専用ホームページからダウンロード

(参加申込者にお知らせします。)

後日配信: 開催後、4月中を目途に本会HP、YouTube等による配信を検討中

職員の出勤等の際の感染防止対策を講ずる観点から、接触確認アプリ（COCOA）のインストール・活用とそれに係る留意事項について、職員に対する周知をお願いするものです。

事務連絡
令和3年1月19日

各府省庁 新型コロナウイルス感染症対策担当 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

接触確認アプリ（COCOA）の職員へのインストール・活用の周知について

「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA：COVID-19 Contact Confirming Application）」の活用に関しては、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の周知について」（令和2年6月19日付事務連絡）において、各府省庁の職員に対して広く周知することにつきお願いしているところ、これまでの御協力に対し、感謝申し上げます。

本アプリに関しては、既に、政務を含む各府省内並びに所管団体及び独立行政法人の職員に広くインストール・活用いただいているものと存じますが、御案内のとおり、緊急事態宣言が発出され、「職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものである」と位置付けられている中でも、出勤等の際の感染拡大防止策を講ずる観点から、本アプリをインストール・活用していただくことが重要です。そのため、改めて、本アプリのインストール・活用について、政務を含む各府省内並びに所管団体及び独立行政法人の職員に対し、周知していただくとともに、既にインストールいただいている職員のアプリが適切かつ有効に動作するよう、

- ・外出時には常にスマートフォンを携帯すること
- ・Bluetooth及び接触通知機能をOnに設定すること
- ・アプリの利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性となった場合には、感染拡大防止のため、本アプリに陽性登録を行うこと

について、御留意いただくことについても周知していただくようお願いします。



あなたのおかげで感染拡大防止に。

新型コロナウイルス接触確認アプリ

COCOA

2,000万
ダウンロード



もし自分が感染してしまったとしたら——。
大切な人や地域や社会、そして自分を守るため、新型コロナ
ウイルス接触確認アプリ「COCOA」を活用することで、感染
拡大防止につながります。ぜひご協力をお願いいたします。

QRコードは特許権の登録商標です。

COCOA
疑問への

3つのポイント

利用者ご本人の同意のもと、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を活用しプライバシーを保護しながら
新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。

何ができるの？

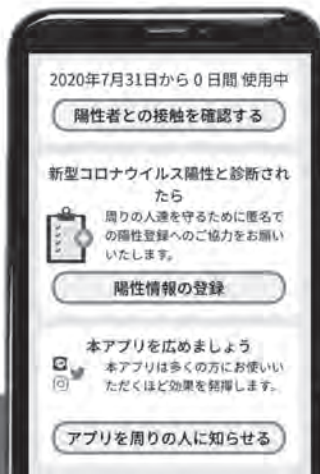
新型コロナウイルス
感染症の陽性者と接
触した可能性がある
ことを通知します。

メリットは？

通知を受けた場合、
検査の受診等につな
がるサポートを迅速
に受けられます。

個人情報とは？

個人情報は収集しま
せん。GPSなどの位
置情報の利用や記録
もしません。



概ね1メートル以内、15分以上接触した
可能性がある場合に通知をします。

- いつ、どこで、誰と接触したかはお互いに分かりません。
- 消費電力の少ないブルートゥースを使用しています。



近接通信機能（ブルートゥース）を利用し、ほかの
スマートフォンとの近接した状態を接触として検知。

接触確認 アプリ





App Store
からダウンロード

Google Play
で手に入れよう

厚生労働省

内閣官房

新型コロナウイルス感染症対策推進室
情報通信技術(I)総合戦略室

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県について緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、職場への出勤回避等に関する取組について更なる徹底をお願いするものです。

事務連絡

令和3年2月3日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

テレワーク等の徹底について

平素より大変お世話になっております。

テレワークについては、1月13日に各府省庁に対し、出勤者数の7割削減を目指すテレワークの推進を依頼し、所管団体及び独立行政法人等にテレワークの実施を呼びかけていただいたところです。

昨日、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県について緊急事態措置を実施すべき期間が3月7日までに変更されるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が変更されました。今回の基本的対処方針の変更においては、従来の取組を継続、徹底することとされましたが、テレワーク等については出勤者数の7割削減を目指し、接触機会の低減するため、「強力に推進」から「更に徹底」するよう変更されました。

これまでの間の状況をみると、人と人との接触機会の削減は必ずしも十分ではなく、例えば、1月末の駅の人流データによれば、昨年の感染拡大以前と比較し、昨年春の約7割減少に対し、依然、首都圏で約4割の減少、関西圏で3割の減少にとどまっており一層の取組が求められています。

各府省庁におかれましては、これらの趣旨を十分ご留意の上、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対する改めての周知・呼びかけをお願いします。また、特定都道府県に所在する団体や企業については、テレワーク等の実施状況を把握し、状況に応じて更なる取組の徹底を依頼する等の積極的な取組をお願いします。

上記周知や働きかけを行うに当たっては、可能な限り広範囲に、かつ、効率的に行うため、各府省庁の出先機関を活用することをご検討願います。

また、テレワークの実施状況等に関する国や地方公共団体等による調査等が行われた場合には、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等においては、当該調査等に極力協力していただくよう、あわせて依頼願います。

農政第771号
令和3年2月5日

(公社) 埼玉県獣医師会
会長 高橋 三男 様

埼玉県農林部長 強瀬 道男 (公印省略)

「埼玉県における2月8日以降の緊急事態措置等」について (依頼)

本県農林行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、埼玉県を含む首都圏の1都3県など10都府県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態措置を実施すべき期間が3月7日まで延長されたことから、本県では、国が定めた基本的対処方針に基づき、引き続き緊急事態措置等を実施いたします。

つきましては、感染の拡大に歯止めをかけ、医療崩壊を防ぐとともに、県民の命を守るため、趣旨を御理解いただき、関係者の皆様への周知に御協力くださるようお願い申し上げます。

(参考)

埼玉県HP

【2月4日発表】埼玉県における2月8日以降の緊急事態措置等

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/saitamaken_kinkyujitaisochi0204.html

広告

KMバイオロジクスは 狂犬病の予防啓発に取り組んでいます。

kmb

飼い主の皆さまへ向けて



リーフレット
「狂犬病について考えてみよう」



アニメーション 「狂犬病ワクチンを注射しましょう」



動画はこちら



製造販売元
KMバイオロジクス株式会社

☎(096)345-6505(営業直通)
☎(03)3443-0177(東京営業所)

KM2003-3

家きん 17県50事例(H5N8) (月/日)は疑似患者決定日、羽数の単位は万羽、* 亜型検査中

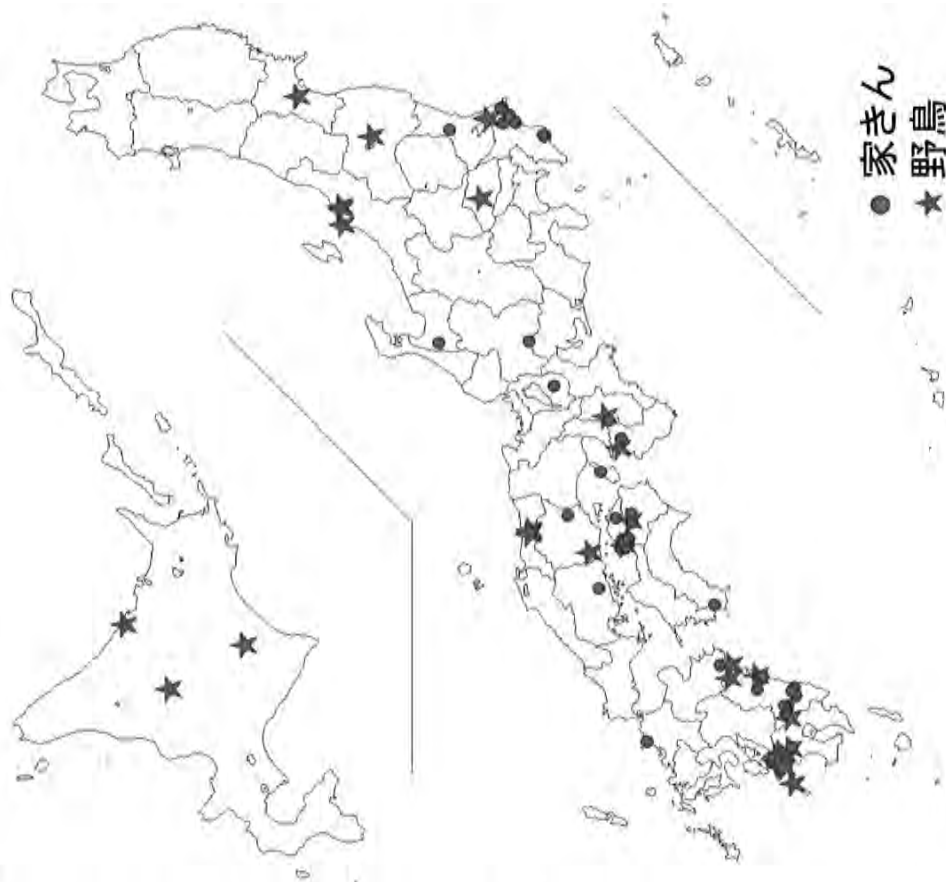
1	香川県三豊市(11/5)	採卵鶏約31.7	31	香川県三豊市(12/23)	肉用鶏約2.5
2	香川県東かがわ市(11/8)	採卵鶏約4.6	32	千葉県いすみ市(12/24)	採卵鶏約116
3	香川県三豊市(11/11)	肉用種鶏約1.1	33	宮崎県小林市(12/30)	肉用鶏約15
4	香川県三豊市(11/13)	肉用種鶏約1	34	岐阜県美濃加茂市(1/2)	採卵鶏約6.8
5	香川県三豊市(11/15)	採卵鶏約7.7	35	千葉県いすみ市(1/11)	採卵鶏約115
6	香川県三豊市(11/20)	採卵鶏約15.4	36	鹿児島県さつま町(1/13)	肉用鶏約3.2
6関連	香川県三豊市(11/20)	採卵鶏約11.7	37	千葉県横芝光町(1/21)	あひる約6
6関連	香川県三豊市(11/20)	採卵鶏約2	37関連	北海道赤平市(1/21)	あひる約0.06
6関連	香川県三豊市(11/20)	肉用鶏約5.7	37関連	宮城県角田市(1/21)	あひる約0.05
6関連	香川県三豊市(11/20)	肉用鶏約1.7	37関連	茨城県古河市(1/21)	あひる約0.06
7	香川県三豊市(11/20)	採卵鶏約43.9	37関連	茨城県古河市(1/21)	あひる約0.1
8	香川県三豊市(11/21)	採卵鶏約7.5	37関連	茨城県かすみがうら市(1/21)	あひる約0.1
9	福岡県宗像市(11/25)	肉用鶏約9.2	37関連	埼玉県春日部市(1/21)	あひる約0.09
10	兵庫県淡路市(11/25)	採卵鶏約14.5	37関連	埼玉県春日部市(1/21)	あひる約0.13
11	宮崎県日向市(12/1)	肉用鶏約4	37関連	大阪府松原市(1/21)	あひる約0.03
12	宮崎県都農町(12/2)	肉用鶏約3	37関連	奈良県御所市(1/21)	あひる約0.02
13	香川県三豊市(12/2)	採卵鶏約22.5	38	富山県小矢部市(1/23)	採卵鶏14.1
13関連	香川県三豊市(12/2)	採卵鶏約12.3	39	千葉県旭市(1/24)	あひる約0.35
14	香川県三豊市(12/2)	採卵鶏約1.9	39関連	千葉県旭市(1/24)	あひる約0.19
15	宮崎県都城(12/3)	肉用鶏約33.6	40	宮崎県新富町(1/31)	採卵鶏約8.0
16	奈良県五條市(12/6)	採卵鶏約7.7	41	茨城県城里町(2/2)	採卵鶏約84
17	広島県三原市(12/7)	採卵鶏約8.5	42	千葉県旭市(2/4)	採卵鶏約16.9
17関連	広島県三原市(12/7)	採卵鶏約5.2	42関連	千葉県旭市(2/4)	採卵鶏約0.75
18	宮崎県都城(12/7)	肉用鶏約5.9	43	千葉県旭市(2/6)	採卵鶏約42
19	宮崎県小林市(12/8)	肉用鶏約4.3	44	千葉県多古町(2/7)	採卵鶏約115
20	大分県佐伯市(12/10)	肉用鶏約1.4	45	宮崎県新富町(2/7)	採卵鶏約24
20関連	大分県佐伯市(12/10)	肉用鶏約2.4	46	千葉県匝瑳市(2/8)	採卵鶏約25.6
20関連	大分県佐伯市(12/10)	肉用鶏約1.8	47	千葉県美馬市(2/9)	肉用鶏約0.8
21	和歌山県紀の川市(12/10)	採卵鶏約6.8	48	千葉県匝瑳市(2/11)	肉用鶏約7.9
22	岡山県美作市(12/11)	青雞約52.7	48	千葉県匝瑳市(2/11)	採卵鶏約27.8
22関連	岡山県美作市(12/11)	青雞約11.8	50*	千葉県匝瑳市(2/15)	青雞約3.9
23	滋賀県東近江市(12/13)	採卵鶏約1.0			
24	宮崎県宮崎市(12/14)	採卵鶏約7			
24関連	宮崎県宮崎市(12/14)	採卵鶏約4.5			
24関連	宮崎県宮崎市(12/14)	採卵鶏約1.1			
25	香川県三豊市(12/14)	採卵鶏約2.8			
26	宮崎県日向市(12/14)	肉用鶏約3.3			
26関連	宮崎県川南町(12/14)	肉用鶏約1.3			
	(食鳥処理場)				
27	高知県宿毛市(12/16)	採卵鶏約2.7			
28	香川県三豊市(12/16)	肉用鶏約1.4			
28関連	香川県三豊市(12/16)	肉用鶏約31.5			
29	徳島県阿波市(12/19)	採卵鶏約0.8			
30	宮崎県宮崎市(12/19)	肉用種鶏約3.3			

野鳥 13道県48事例(H5N8) 1県1事例(検査中) (月/日)は回収日(重複は別事例) 詳細は環境省<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird-flu/>
北海道渡辺(10/24)・ハヤブサ(1/18)・オジロフシ(1/27) 福島県オオハクチョウ(1/29) 茨城県コブハクチョウ(12/23) 新潟県環境試料(水)(11/16)・糞便(11/16)・マガモ(2/8) 奈良県オオカ(12/20) 和歌山県オンドリ(12/3) 鳥取県糞便(12/7,21)・環境試料(水)(12/9) 岡山県ハヤブサ(12/4) 徳島県マガモ(1/29) 香川県ノスリ(12/8) 宮崎県糞便(11/30,30)・オナガガモ(1/6)・マガモ(1/24,24) 鹿児島県糞便(11/5)・環境試料(水)(11/9,16,23,30,12/7,7,14,14,21,21, 1/8,11,11,22,25,2/1)・ナベヅル(12/18,1/19,2/3,5,5)・オンドリ(12/22)・マガモ(1/16)・ノスリ(2/1)・マナヅル(2/5)〔検査中〕宮城県オオハクチョウ(2/5)

農林水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/syoutan/douei/tori/attach/pdf/r2_hpai_kokunai-167.pdf

高病原性鳥インフルエンザの発生状況



最近の豚熱の発生状況

令和3年1月27日 10時00分現在

豚熱の防疫措置対応（概要）

事例数：59事例（防疫措置対象：98農場、4と畜場、171,016頭（既にと畜されていた頭数を除く）				防疫対応状況（予定は最短の場合）				
発生場所	発生日	飼養頭数※（種別） ※患者確定時の頭数	農林水産省 対策本部	措置完了日（0日目）		搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除	
				防疫措置（殺処分、消毒等）				
				開始	完了			
55 豚肥育農場 （沖縄県うるま市）	2020年 1月15日	1,717頭	-	1月15日 16時00分	1月18日 18時00分	4月4日0時解除	4月14日0時解除	
56 豚肥育農場 （沖縄県沖縄市）	2020年 2月2日	1,860頭	2月3日	2月2日 18時34分	2月6日 11時00分	4月4日0時解除	4月14日0時解除	
57 豚肥育農場 （沖縄県うるま市）	2020年 2月25日	1,038頭	-	2月26日 0時45分	2月28日 18時30分	4月4日0時解除	4月14日0時解除	
58 豚肥育農場 （沖縄県うるま市）	2020年 3月12日	440頭	-	3月12日 13時45分	3月15日 15時30分	4月4日0時解除	4月14日0時解除	
59 豚一貫農場 （群馬県高崎市）	2020年 9月26日	5,887頭	9月26日	9月26日 21時00分	10月9日 18時00分	ワクチン接種地域であるため、制限区域は設定しない		
60 豚肥育農場 （山形県鶴岡市）	2020年 12月25日	1,327頭（精査中）	12月25日	12月25日 18時00分	12月29日 17時40分	1月16日0時解除	1月16日0時解除	
61 豚一貫農場 （三重県伊賀市）	2020年 12月29日	7,026頭（精査中）	12月29日	12月29日 18時00分	1月7日 16時00分	ワクチン接種地域であるため、制限区域は設定しない		
62 豚一貫農場 （和歌山県かつらぎ町）	2021年 1月26日	290頭（精査中）	1月26日	1月26日 20時20分		ワクチン接種地域であるため、制限区域は設定しない		

農林水産省ホームページ <https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/attach/pdf/domestic-171.pdf>

令和2年度埼玉県獣医師会学術広報版

(令和3年2月20日現在)

年 月 日	産 業 動 物	小 動 物	公 衆 衛 生
4 月			
5 月			
6 月19日(金) ～21日(日)	第100回日本獣医麻酔外科学会/第112回日本獣医循環器学会/第67回日本獣医画像診断学会 2020春季合同学会 (さいたま市 大宮ソニックシティ)→中止		
7 月23日 (木・祝)		東支部 「乳腺腫瘍」 日本小動物医療センター 小林 哲也 先生 病理組織検査ノースラボ 賀川 由美子 先生 (越谷市 越谷サンシティ)→中止	
8 月			
9 月 6 日(日)	令和2年度 関東・東京合同地区獣医師大会(栃木)獣医学術関東・東京合同地区学会 (宇都宮市 栃木県総合文化センター)→1年延期		
9 月27日(日)	埼玉県獣医師会主催学術講習会(Web講習会) 「犬の消化器疾患と食事管理」/東京大学 大野 耕一 先生 「犬猫の心因性食欲不振及びFIC」/米国獣医行動学専門医(ACVB) 入交 眞巳 先生 【YouTubeにて開催】		
10月18日(日)		東支部 「整形外科～膝蓋骨って何者?手術適応 は?術式は?」 東京大学付属動物医療センター 本阿彌 宗紀 先生 【Zoomにて開催】	
11 月			
12 月 6 日(日)		西支部 「猫特有の消化器疾患」 東京大学 大野 耕一 先生 【Zoomにて開催予定】	
12 月 6 日(日)		東支部 「画像診断(未定)」 日本小動物医療センター 戸島 篤史 先生 (越谷市 越谷サンシティ)→中止	
令和3年 1 月17日(日)		南支部・東支部 「10万件の国内データベースから学ぶ、部 位別鑑別診断リスト活用のすすめ」 ノースラボ 賀川 由美子 先生 日本小動物医療センター 小林 哲也 先生 【Vetpeerのサイトにて開催】	
1 月22日(金) ～24日(日)	令和2年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会(兵庫) (神戸国際会議場・展示場)→中止		
1 月29日(金)	農林支部 令和2年度埼玉県家畜保健衛 生業績発表会 (さいたま市 中央家畜保健 衛生所) →3月23日(火)に延期		
2 月11日 (木・祝)		北支部 「腹部臓器のよくあるX線画像と超音波画像 ～まずここから始めよう～」 日本小動物医療センター 戸島 篤史 先生 【Zoomにて開催】	
2 月28日(日)		西支部 「眼表面(眼瞼、結膜、瞬膜)の主な疾患」 日本小動物医療センター 小野 啓 先生 【Zoomにて開催】	
2 月			衛生支部 健康福祉研究発表会 食肉衛生技術研修会
3 月21日(日)		西支部 「下部尿路疾患」 日本獣医生命科学 宮川 優一 先生 【Zoomにて開催】	

事務局メモ

ホームページ会員専用ページ 入室は URL <http://www.saitama-vma.org/>
ID: SVMMA (半角・大文字) パスワード: MITSUO (半角・大文字)

- | | | | |
|-------|---|-------|--|
| 2月11日 | 北支部学術講習会 (Web開催) | 3月21日 | 西支部学術講習会 (Web開催) |
| 2月16日 | 埼玉県酪農・肉用牛生産近代化計画策
定に係る検討会議 (さいたま市 埼玉
会館) → 書面協議 | 3月23日 | 家畜保健衛生業績発表会 (さいたま市
中央家畜保健衛生所) リモート開催 |
| 2月26日 | 資材売買契約会 (さいたま市 埼玉県
農業共済会館) | 4月18日 | 第1回関東・東京合同地区獣医師会理
事会 (栃木県宇都宮市 ホテルマイス
テイズ宇都宮) |
| 2月28日 | 西支部学術講習会 (Web開催) | | |
| 3月10日 | 埼玉県畜産会第5回理事会 (熊谷市
ホテルヘリテージ) | | |
| 3月11日 | 第2回狂犬病予防委員会・班長会議 (さ
いたま市 清水園) | | |
| 3月19日 | 第2回総務委員会 (さいたま市 清水
園) | | |

広告



伝える・伝わる支援の専門集団

株式会社アサヒコミュニケーションズ
埼玉県鴻巣市本町4-3-23 Tel.048-541-5152

アサコミ Q 検索
www.asahi-com.net

編集後記

国立天文台によると今年の立春は2月3日、雨水は18日、啓蟄は3月5日だそうです。節分は立春の前日の2月2日になりました。地球の公転周期が約365.2422日（365日5時間48分46秒）であるので、補正が必要となり124年ぶりに節分が2月2日になったそうです。今後は2057年まで、4年に1回ずつ節分が2月2日になり、その後は2100年までは4年に2～3回ずつになるそうです。

閑話休題、高病原性鳥インフルエンザ（H5N8）の感染拡大が史上最大です。昨年11月5日の香川県での発生以来、2月9日現在17県47事例と拡大し、約740万羽（その内千葉県及び茨城県は約500万羽）を殺処分しています。殺処分に自衛隊の手を借りなければならないほどの言わば災害級の事案となっています。現行の家畜伝染病予防法に定められた防疫措置である殺処分によるまん延防止策は、ワクチンによる伝染病の予防策がなかった前世紀の遺物です。COVID-19を例にすれば、未知のウィルス病確認から約1年で有効なワクチンが開発され実用化されています。科学技術の進歩は遍く国民に還元されるものとの視点に立てば、畜産農家もその恩恵に浴する権利があるはずです。動物の福祉や動物の命の尊厳が標榜される今日、小動物を対象とする獣医師の思い描く対象動物は、犬や猫であり、殺処分ゼロも対象は犬や猫です。2018年9月9日からの一年間で豚熱により約17万頭の豚が食肉になることもなく殺処分され、今年は鳥インフルエンザで約740万羽の鶏が産卵が可能であるにも関わらず、志半ばで殺処分されています。『すべての生き物に尊厳を』と標榜するのであれば、我々は産業動物の声をも代弁してその使命を果たすべく命を守らなければならないと考えます。

行政府の職員は、法改正のことを議論すると、

『国民の総意であれば』と金科玉条・異口同音で法改正に背を向けることが見受けられます。畜産農家の財産権の侵奪とも関係する殺処分を柱とする防疫措置の問題や家畜の福祉などの話題は1億3千万国民の関心や合意が得られる性質のものではありません。専門家である獣医師がその突破口を開き、畜産農家を啓発し、現場に直結する地方行政府の職員がその意義を認識することから始めなければならないでしょう。

科学が進歩しその恩恵は、全ての国民に還元されなくてはなりません。獣医師は専門家としてそれぞれの職域に応じて果たすべき役割を認識し実践する必要があります。新卒の獣医師であれば、『我こそは、動物の命を守る第一人者』と気鋭の志を持って社会に第一歩を記したはずですが、しかし、先輩や同僚と現実社会を歩むとともにその志は夢の世界と思うようになっていくかもしれません。孔子の言葉に『後生畏るべし。焉んぞ来者の今に如かざるを知らんや。四十五にして聞こゆること無くんば、斯また畏るるに足らざるのみ。』（論語・子罕篇）蛇足ながら後生は後に生まれた者、後輩・若者を指します。『青年こそは畏敬すべきである。来者すなわち未来の人間が、現在の人間に及ばず、現在の人間より劣ると、どうして分かるのか。四十五になっても、なんの名声ももたない人間、そういうのは、一向畏敬に値しない。』（吉川幸次郎著 論語より）

獣医学で学んだ倫理観と獣医師として持つべき生命倫理に基づいて瑞々しい感性を持って実践されることを期待いたします。

梅の香の漂う新春に人畜ともに新興感染症を克服する願いを込めて2月号の会報をお届けいたします。（初雁）

広告

ACTY



ミルクが出ない



太りすぎ



卵が少ない

そんな悩みを

わかっていてくれる。



治りが遅い



高齢化



食欲がない

アクティは大切な動物の健康をサポートします。

私共、アクティ動薬事業部は、動物病院ならびに

牛、豚、鶏などの産業動物を対象とした

動物用医薬品、特別療法食、医療機器等の販売をしています。

20世紀は抗生物質の時代、

21世紀は生菌製剤の時代といわれるように、

健康に関する考え方も大きく変化してきています。

私たちは、獣医療を支えている関係者、畜産農家、

ペットオーナーの皆様方と共に、健康で、豊かで、安心な

生活を営んでいけるように、力を注いでまいります。

本社・長野県営業部

〒390-1301 長野県東筑摩郡山形村8228
TEL:0263-87-7247 FAX:0263-87-7247

北関東営業所

〒370-1135 群馬県佐波郡玉村町板井870
TEL:0270-65-0552 FAX:0270-65-0553

さいたま営業所

〒338-0004 埼玉県さいたま市中央区本町西5-3-24
TEL:048-611-6111 FAX:048-611-6116

千葉営業所

〒260-0851 千葉県千葉市中央区矢作町243
TEL:043-308-0221 FAX:043-308-0223

茨城営業所

〒311-4152 茨城県水戸市河和田1丁目1642-1
TEL:029-306-8271 FAX:029-251-3880

山梨営業所

〒409-3863 山梨県中巨摩郡昭和町河東中島1599-4
TEL:055-275-5573 FAX:055-275-5564

アクティ株式会社

<http://www.acty-kk.com>



日本獣医師会・獣医師会活動指針

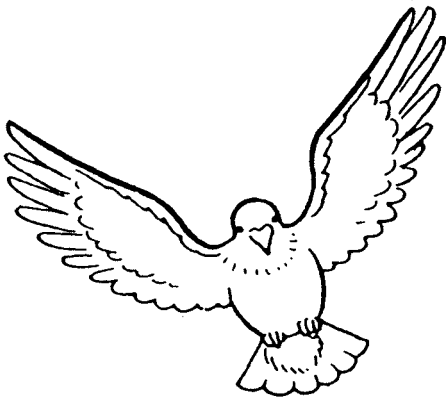
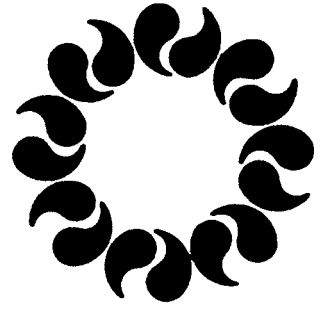
－ 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。－

- 1 地球的課題としての食料・環境問題に対処する上で、生態系の保全とともに、感染症の防御、食料の安定供給などの課題解決に向け、「人と動物の健康は一つと捉え、これが地球環境の保全に、また、安全・安心な社会の実現につながる。」との考え方（One World-One Health）が提唱され、「人と動物が共存して生きる社会」を目指すことが求められている。
- 2 一方、動物が果たす役割は、食料供給源としてのほか、イヌやネコなどの家庭動物が「家族の一員・生活の伴侶」として国民生活に浸透するとともに、動物が人の医療・介護・福祉や学校教育分野に進出し、また、生物多様性保全における野生動物の存在など、その担うべき社会的役割は重みを増すとともに、一層多様化してきている。
- 3 他方、国民生活の安全・安心や社会・経済の発展を期する上で、食の安全性の確保や口蹄疫、トリインフルエンザ、狂犬病等に代表される新興・再興感染症に対する備えとともに、家庭動物の飼育が国民生活に普及する中で動物の福祉に配慮した適正飼育の推進が、更には、地球環境問題としての生物多様性の保全や野生鳥獣被害対策を推進する上での野生動物保護管理に対する関心が高まってきている。
- 4 我々、獣医師は、「日本獣医師会・獣医師倫理綱領－獣医師の誓い－95年宣言－」が規定する専門職職業倫理の理念の下で、動物に関する保健衛生の向上と獣医学術の振興・普及を図ること等を通じ、食の安全性の確保、感染症の防御、動物疾病の診断・治療、更には、野生動物保護管理や動物福祉の増進に寄与するとの責務を担っている。
- 5 獣医師会は、高度専門職業人としての獣医師が組織する公益団体として、獣医師及び獣医療に対する社会的要請を踏まえ、国民生活の安全保障、動物関連産業界の発展による社会経済の安定、更には、地球環境の保全に寄与することを目的に、「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を活動の理念として、国民及び地域社会の理解と信頼の下で、獣医師会活動を推進する。

【参 考】

「One World-One Health」とは、動物と人及びそれを取り巻く環境（生態系）は、相互につながっていると包括的に捉え、獣医療をはじめ関係する学術分野が「ひとつの健康」の概念を共有して課題解決に当たるべきとの考え。2004年に野生生物保全協会（WSC）が提唱した。また、国際獣疫事務局（OIE）は、2009年に「より安全な世界のための獣医学教育の新展開」に関する勧告において、動物の健康、人の健康は一つであり生態系の健全性の確保につながるとする新たな理念として「One World-One Health」を実行すべきである旨を提唱している。

彩の国



さいたま

